



2019年7月10日

受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

UBS コア・コンサバティブ・ファンド  
繰上償還に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型投資信託「UBS コア・コンサバティブ・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり繰上償還を提案いたします。

<繰上償還を行う理由>

当ファンドにおきましては、2009年2月27日の設定以来、主として世界各国の株式および債券などの異なる複数の資産クラスの投資信託証券に実質的に投資を行ってまいりましたが、2019年5月末日現在の純資産総額は約27億円であり、信託約款の繰上償還条項（第41条）に定める30億円を下回る状況になっております。今後も純資産総額の減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用の基本方針に沿った運用の継続が困難になることが予測されるため、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

このお知らせは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づく法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りするものです。

また、この繰上償還の手続きにつきましては、投信法の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。つきましては、本書面をご覧いただき、繰上償還（以下「本議案」といいます。）に対する賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までお送りください。

なお、本議案について議決権を行使されない場合（議決権行使書面のご返送がない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具



## <記>

### 1. 対象となるファンド

UBS コア・コンサバティブ・ファンド

### 2. 繰上償還の手続きおよび日程

- ①受益者および受益権口数の確定 : 2019年7月10日
- ②書面による議決権の行使受付最終日 : 2019年8月5日
- ③書面による決議の日 : 2019年8月6日
- ④繰上償還日 : 2019年8月28日

※ 2019年7月10日現在の受益者（2019年7月9日以降の買付申込者および2019年7月8日以前の換金申込者は除きます）は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案（繰上償還）に対して議決権を行使することができます。

#### [繰上償還に対する書面決議の結果]

繰上償還にかかる書面決議は、上記①時点の当ファンドの議決権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。なお、否決された場合には2019年8月28日付での繰上償還は行いません。本議案に対する書面決議の結果は、2019年8月7日に弊社ホームページにて、可決の場合は「繰上償還可決のお知らせ」を、否決の場合は「繰上償還否決のお知らせ」を掲載することによりお知らせします。

### 3. 書面による議決権行使の方法

同封の「議決権行使書面」に、繰上償還に対する賛否および必要事項をご記入のうえ、2019年8月5日（必着）までに以下送付先にご郵送ください。

#### <送付先>

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー

UBS アセット・マネジメント株式会社

「UBS コア・コンサバティブ・ファンド」

繰上償還に関する議決権行使書面受付窓口 行

議決権行使書面は、2019年8月5日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

なお、本議案について議決権を行使されない場合（議決権行使書面のご返送がない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。



#### 《留意事項》

- ※ 本議案についての賛否の回答がない議決権行使書面を提出された場合は、賛成の意思表示があつたものとして取扱います。
- ※ 同一の受益者の方が本議案についての賛否の内容が異なる複数の議決権行使書面を提出された場合や一つの議決権行使書面の賛否両方に記入された場合には、すべての議決権に関して無効といたします。

#### 4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

当ファンドは、2014年12月1日の投信法改正にあわせて信託約款の変更を行い、書面決議が可決され繰上償還をする場合において、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定は適用されないこととなっております。なお、繰上償還に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、換金の申込を受付けます。

#### [個人情報の取扱いについて]

当手続きにあたりお客様に関する情報（氏名、住所、電話番号、口座番号および受益権口数等）を、販売会社および委託会社（弊社）が共有することがありますのでご了承ください。なお、取得した個人情報は、書面決議に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

#### <本件に関する問い合わせ先>

UBS アセット・マネジメント株式会社

繰上償還お問い合わせ窓口

電話番号 03-5293-3700（受付時間 営業日の9:00から17:00まで）

以上